

知っておきたい健康保険

健康保険制度は、会社で働く社員とその家族が病気・けがや出産などの時に必要な医療費や手当金を支給して、生活上の不安を軽減することを目的にした制度です。
ワールド健康保険組合は、ワールドグループの被保険者と被扶養者の方に対して、この健康保険事業を行っています。

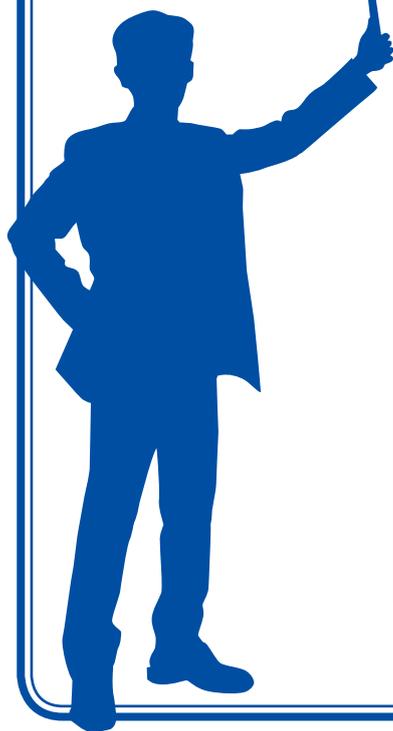
今回の特集では、最近多くお問合せいただく事例をQ & Aでお答えいたします。



Q. 「限度額適用認定証」を発行して欲しい。

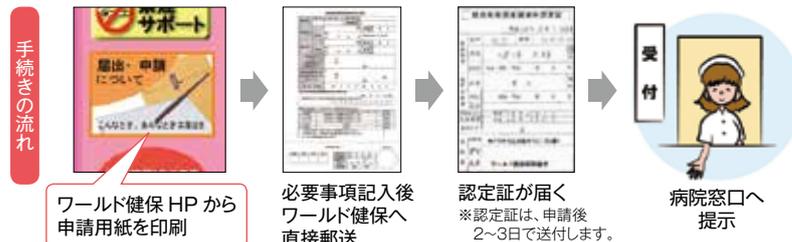
高額な医療費がかかる場合、通常は窓口で3割負担で支払いをした後に還付されますが、事前に健保へ申請し、認定証を病院の窓口に表示することで支払額が自己負担限度額までで済みます。一時的とはいえ、高額な医療費を支払うことが不要となります。
※限度額適用認定証は入院・外来の区別なく使用できます。

A. 所定の用紙を記入し、申請してください。



ポイント
1

入院等が決まったら早めに手続きしましょう。



※健保HPは「ワールドグループポータルサイト」または「店頭ポータルサイト」から [ワールド健康保険組合](#) 検索

ポイント
2

自己負担金額は、所得で異なります。

■所得区分と自己負担限度額

標準報酬月額	1ヶ月当りの自己負担限度額	多数該当
ア 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 53~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 28~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 26万円以下	57,600円	44,400円
オ 低所得者 (住民税非課税者)	35,400円	24,600円

平成29年1月から、健康保険組合でマイナンバーの利用を開始します。

マイナンバーは「健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」の為に利用します。

■マイナンバーの届出について：ワールドグループの社員とご家族のマイナンバーは、法律により各事業主（会社）から健保組合に提供いただくことになっています。

※マイナンバーやマイナンバーを含む特定個人情報、本人の同意があっても法律で定められた目的以外に、利用・提供が禁止されている等、他の個人情報よりも厳格な取扱いとなっています。



Q. 慢性的な肩こりです。
接骨院の治療で、健康保険が使えますか？

A. 日常生活の疲れによる肩こりの場合、健康保険は使えません。全額自己負担となります。

※但し、医療費控除の対象となります。領収書を保管し税務署で手続きしましょう。

ポイント
1

健康保険が使える範囲について

健康保険が使えない場合

- ▶ 日常生活からくる肩こり
- ▶ 神経痛・リウマチなどによる痛み
- ▶ 慢性病や過去の負傷の再発
- ▶ 病院で治療中のもの
- ▶ 仕事中や通勤途上の負傷 等々

健康保険が使える場合

- 打撲、捻挫、肉離れ等、
原因のはっきりしたケガ
例：「家の中で重い荷物を運んだ際に腰を痛めた」
「買い物途中で階段ですべり足をひねった」等、
急性の外傷性のケガ
- 骨折、脱臼などで医師の同意があるとき
(但し、応急手当など緊急時の同意は不要です)



ポイント
2

治療を受けるときのチェックポイント

- 痛みの原因や症状を具体的に伝えましょう
「いつ、どこで、何をして、どの部分が痛くなったのか」など具体的に。
- 署名は、申請書の内容を確認してから
負傷名、日数、金額などよく確認した上で署名しましょう。
- 治療内容や支払った金額をご自身でメモしておきましょう
後日、健保組合から負傷状況の照会をする場合があります。
- 領収書をもらいましょう
領収書の発行が義務化されています。
治療を受けた日のたびに領収書をもらって保管しましょう。

※長期間通院しても改善がない場合は病気（内科的要因）による可能性があります。病院での詳しい検査をオススメします。

健康保険組合からお願い
健保組合では、皆様の大切な保険料を公平かつ適切に活用すべく、医療費の適正化を図っており、負傷状況・請求内容照会をする場合があります。負傷状況照会の背景には、新聞報道等でも取り上げられているように、一部の整骨院に不正請求が存在するため、行政でも問題視されており、適正化のため、ご理解いただき、すみやかに照会回答をお願いします。



短時間労働者に対する健康保険の適用拡大が始まりました。

平成28年10月より一定の要件を満たす短時間労働者（パート・アルバイトなど）において、健康保険、厚生年金の適用が拡大されました。

扶養家族の方が、勤務先の健康保険に加入された時は、会社の総務または給与厚生課へ連絡して速やかに扶養削除の手続きをお願いします。

